福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人○○○（以下、「法人」という。）就業規則に規定する賃金とは別に、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下、「処遇改善臨時特例交付金」という。）に基づき、法人の職員等に対し処遇改善臨時特例交付金手当（以下、「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、処遇改善臨時特例交付金の支給対象の福祉・介護職員を対象とする。

（支給額）

第3条 処遇改善臨時特例交付金の支給は、処遇改善臨時特例交付金の交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を支給する。

　2　支給額については、処遇改善臨時特例交付金の交付見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。

（月次の支給）

第4条 処遇改善臨時特例交付金の支給は、毎月の給与支給日に手当として給与に上乗せして支給する。

（一時金の支給）

第5条 処遇改善臨時特例交付金の一部を、一時金として手当を支給する場合がある。

（在籍の限定）

第6条 処遇改善臨時特例交付金の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

（その他）

第7条 この規程は、処遇改善臨時特例交付金が終了する令和4年9月末に廃止するものとするが、令和4年10月以降は新設される処遇改善加算に基づき規定を作成し、毎月の給与に新たな手当として支給する。

附則

1. この規程は、令和4年2月1日から施行する。